官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔省　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令（**外務**一五）　一
〔告　示〕
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（**国家公安委**一九）　一
○除籍が滅失した件（**法務**二三一）　二
○租税に関する情報の交換のための日本国政府とサモア独立国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（**外務**二一八）　二
○国道一号線橋梁改修計画のための贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二一九）　三
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（**財務**二〇八）　四
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号等の登録をした旨を公示する件の一部を改正する件（**厚生労働**二一二）　四
○保安林の指定をする件（**農林水産**二〇六一～二〇六八）　四
○保安林の指定を解除する件（**同**二〇六九、二〇七〇）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二〇七一）　四
○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（**経済産業**一五四）　六
○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件（**国土交通**六四三）　六
○利尻礼文サロベツ国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例等の一部を改正する件（**環境**六三）　六
○海上における射撃訓練等を実施する件（**防衛**一二〇）　八
○海上における射撃訓練等を実施する件（**同**一二一～一二四）　八
○道路に関する件
（**東北地方整備局**一五四）　九
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件
（**中部地方整備局**一三七）　九
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　一〇
〔官庁報告〕
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一三

省　令

○外務省令第十五号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「プレトリア（南アフリカ共和国）」を「プレトリア（南アフリカ共和国）ジュバ（南スーダン）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第十九号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、名称の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年六月二十四日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　社団法人愛知県猟友会の名称

(一)　変更前の名称　社団法人愛知県猟友会

(二)　変更後の名称　一般社団法人愛知県猟友会

二　変更の年月日　平成二十五年五月一日

○法務省告示第二百三十一号

福島県南相馬市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年七月二十四日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。